

公共下水道使用に関する届出の注意事項



必要書類様式はこちら
からダウンロード
いただけます。

公共下水道に関する届出の注意事項

○令和7年4月以降の開始届等に関する変更事項

- ・ 開始届等の様式について、届出氏名の箇所は**署名又は記名のみ**となります。

届出氏名が署名又記名となるため、排水オンラインで工事申請した場合は、排水オンラインで完了届提出時に添付書類として開始届をファイルで添付するようお願いします。

公共下水道使用に関する届出の注意事項

○必要事項の記載

| | |
|--|----------------|
| 開始、休止、再開、廃止する年 月 日 | 年 月 日 |
| 水 栓 番 号 (お 客 種 番 号) | |
| メーター番号 | ① — |
| 備 考 | 施工者名 (排水設備工事店) |
| 井戸の使用 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> | |

公共下水道使用開始届の注意事項

○特に注意する事例

- すでに下水道へ接続している建物のある敷地に、新たに水栓番号が附与された水道メーターを増設した場合
- 二世帯住宅など、同じ敷地の中に建物が複数建っている場合
- 改築や増設の排水設備工事が完成する前に下水道に接続する場合、**必ず接続する前に**下水道使用開始届をお客様料金係に提出をお願いします。

農業集落排水処理施設使用料に関する届出の注意事項



必要書類様式はこちら
からダウンロード
いただけます。

農業集落排水処理施設使用料に関する届出の注意事項

○**令和7年4月以降**の開始届等に関する変更事項

- ・開始届等の様式について、届出氏名の箇所は署名又は記名となります。

届出氏名が署名又は記名となるため、排水オンラインで工事申請した場合は、排水オンラインで完了届提出時に添付書類として開始届をファイルで添付するようお願いします。

衛生設備資金貸付金制度について

衛生設備資金貸付金制度について

貸付金額

便所改造資金（最高40万円）

汲取り便所を水洗便所に改造するのにかかる工事費、または浄化槽を廃止するのにかかる工事費

排水設備資金（最高40万円）

宅地内の排水管、枡などを設置するのにかかる工事費

貸付要件

貸付を受けられる方は、以下の4つの条件を満たしている必要があります。

1. 下水道処理区域内の土地または建物の所有者・使用者であること
2. 連帯保証人（愛知県内に住所を有し、独立の生計を営み、返済能力があり、市税を完納している方）を1人たてられること
3. 貸付金の返済能力を有すること
4. 市税を完納していること（申込人・連帯保証人の納税証明書を添付）

衛生設備資金借入申込について

▶ 以下の必要書類をそろえて申請してください。



必要書類様式はこちらからダウンロードいただけます。

- ・衛生設備資金借入申込書 1通
- ・請求書 1通
- ・衛生設備資金弁済契約証書 2通（1通は収入印紙を貼ること）
- ・排水設備資金工事費見積書 1通（市の様式のものを使用すること）
- ・納税証明書（申込人） 1通（自己負担）
- ・納税証明書（保証人） 1通（自己負担）
（保証人・・・県内に住所があり、申込人と生計が別の方）

申込書は排水設備等工事計画承認申請と同時に提出してください。

やむをえず同時提出ができない場合は、御相談ください。

借入の申込は工事着工前でないと受け付けることができません。

▶ ～申込から貸付までの流れ～

申込書提出



貸付決定の通知を申請者へ送付（工事の承認申請がおり次第）



排水設備工事 完成



排水設備工事 検査合格

↓（期間の目安：約1ヶ月）

市役所から申請者の口座へ貸付金を振込



翌月から償還開始

（毎月決まった金額を返済していただきます）